豊田市入札監視委員会要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、豊田市入札監視委員会に関し、必要な事項を定めるものとする。 (設置)

第2条 豊田市(市長が適当と認める団体を含む。以下同じ。)が行う入札及び契約制度を監視し、より一層の透明性、公平性及び競争性を確保するため、豊田市入札監視委員会(以下「委員会」という。)を置く。

(委員会の事務)

- 第3条 委員会は、次に掲げる事務を行う。
- (1) 豊田市が行った入札・契約手続の運用状況等についての報告を受けること。
- (2)豊田市が行った入札・契約手続のうち委員会が抽出指定したものに関し、一般競争入札参加 資格の設定の理由及び経緯並びに指名競争入札に係る指名の理由及び経緯等についての審議 を行い、市長に対して意見の具申又は勧告を行うこと。
- (3)豊田市入札及び契約に係る苦情処理事務取扱要領第9条により再苦情処理について審議すること。

(委員会の委員及び組織)

- 第4条 委員は、見識を有し公正中立の立場を堅持できる者の中から、市長が委嘱する。
- 2 委員会は、委員4人以内で組織する。
- 3 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者 の残任期間とする。
- 4 委員は、再任することができる。
- 5 委員は、非常勤とする。
- 6 委員会に委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。
- 7 委員長に事故あるときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。 (会議)
- 第5条 第3条第1号及び第2号の事務に係る会議(以下「定例会議」という。)は、原則として 3か月に1回開催し、同条第3号の事務に係る会議(以下「再苦情処理会議」という。)は、再 苦情処理の必要に応じて開催する。
- 2 会議は非公開とする。ただし、会議後に議事の概要を公表するものとする。
- 3 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。 (意見の具申又は勧告)
- 第6条 委員会は、第3条第1号及び第2号の事務に関し、報告の内容若しくは審査した入札・契約手続に係る理由、経緯等に不適切な点又は改善すべき点があると認めたときは、必要な範囲で、市長に対して意見の具申又は勧告を行うものとする。
- 2 委員会は、前項の意見の具申又は勧告を行った場合に、必要があると認めるときは、その内容 を公表することができる。

(再苦情処理)

- 第7条 委員会は、市長から再苦情について審議の依頼があったときは、再苦情の申立てがあった 日の翌日から起算して30日以内に再苦情処理会議を開催し、審議を行う。
- 2 委員会は、前項の審議を終えたときは、意見書を作成し、その結果を速やかに市長に報告するとともに、必要があると認めるときは、これを公表する。

(委員の除斥)

第8条 委員は、第3条第2号及び第3号の事務に関して、自己又は3親等以内の親族の利害に関係のある議事に加わることができない。

(秘密を守る義務)

第9条 委員は、第3条の事務を処理する上で知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を 退いた後も、同様とする。

(委員会の庶務)

第10条 委員会の庶務は、総務部契約課において処理する。

(委任)

第11条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附則

この要綱は、平成6年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成8年7月5日から施行する。

附則

この要綱は、平成9年5月29日から施行する。

附則

この要綱は、平成10年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成13年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成16年6月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成24年6月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成27年12月1日から施行する。